

# 建築物省エネ法の様式が 新しくなりました

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年国土交通省令第43号）が令和元年11月7日に公布され、令和元年11月16日に施行されました。

- ◆ 届出書に**評価書**（住宅性能評価書、BELS評価書等）を併せて提出した場合、届出期限が工事着手の21日前から**3日前**に短縮されます。  
詳しくは建築物の建設地の所管行政庁にご確認ください。
- ◆ 届出書（第三面）【15.建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6.建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて記載してください。  
イ（非住宅建築物）から二（複合建築物）までの事項のうち、**記載しないものは削除して構いません。**  
詳しくは様式末尾の注意をご確認ください。



新しい様式のダウンロードはこちらから↓  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000103.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html)